

看板の安全

～ 安全な看板のための点検とは ～



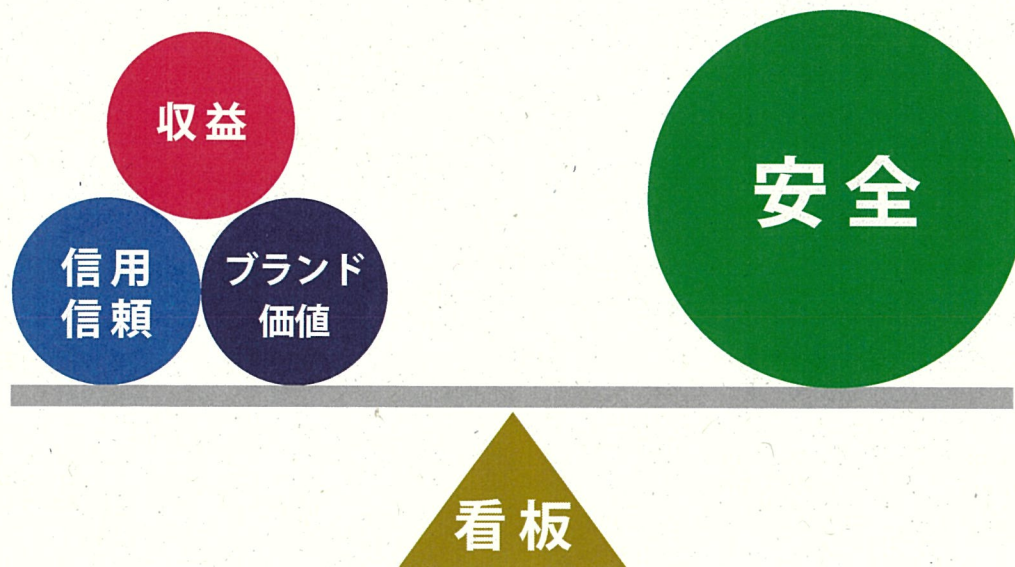
安全な看板が支えるもの

「顔」には安全が重要

看板は企業等のブランドメッセージを伝える「企業の顔」
「信用・信頼」、「ブランド」、引いては企業の「収益」を支えていくためには、
看板の「安全」は決して忘れてはならないものです。

「もしも、看板が落下し、人にけがをさせるようなことになったら…」

コスト削減を追求する余り看板を軽視すれば、失うものは計り知れません。



看板の安全を脅かすもの

自然環境による要因

- ① 雨 酸性雨により金属の腐食が進むほか、看板内部に水が回り込み漏電を起こすことがある。
- ② 風 強風により看板などの接合部分が破損し本体が落下するほか、竜巻で看板がなぎ倒されたり、破損したりする。
- ③ 気温 極端に高温な気温では、電材の劣化、自然発火による火災につながる。熱膨張によりアクリル板面が歪み枠から外れ落下することもある。
- ④ 塩害 潮風の影響で、鉄骨のサビや樹脂の劣化が激しくなる。
- ⑤ 雷 数 m 以内に雷が落ちると看板に過電流が流れて火災になることがある。
- ⑥ 大雪 看板に積もった雪の重みで破損。雪溶け水が老朽化した看板のひびや穴などから内部に浸入し、腐食することがある。
- ⑦ 地震 震度 5 強の揺れでは、壁や天井にひびが入りアンカーの強度が落ちる。

人為的な要因

- ① 設計不良 強度計算のミス等により、十分な強度が得られないもの。
- ② 施工不良 設計図通りに施工されない等により、十分な強度が得られないもの。

経年劣化による要因

- ① 塗膜の劣化
紫外線、熱、雨（酸性雨）等の影響により劣化し、腐食する。
- ② 金属疲労
固体金属材料が長期間に渡り繰り返し力を受けた結果、亀裂が生じたり、強度が低下したりする。
- ③ 経年プラスチックの脆化（ぜいか）
長期間に使用しているアクリル面板などが、紫外線などの影響でもろくなり、飛散、落下することがある。

看板の安全を脅かすもの

サビは危険

看板は金属を主な構成要素とすることが多く、金属のサビによる危険が大きいと言えます。

サビの主な原因

- ① 風雨 風雨に晒される看板は経年でサビが発生しやすい
- ② 湿度 看板内部の湿度によって、結露が発生し、サビにつながる
- ③ 気温 気温差によって結露の発生、酸化促進を起こしやすい
- ④ 塩害 沿岸地域は潮風によって内陸部の看板よりサビやすい
- ⑤ 亀裂、裂傷 塗装やコーティング、コンクリートの亀裂から水分が侵入しサビを発生

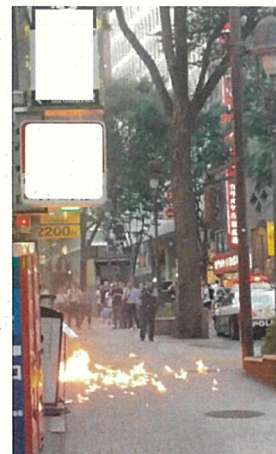
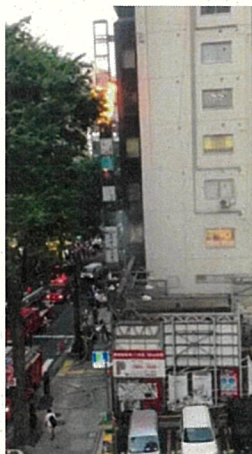
サビに対する対処

サビは一度発生すると、適切な処置をしない限り進行し続けます。発生箇所から内部、外部へ侵食を進め、部材の強度を低下させ、倒壊に至るケースもあります。

サビへの対処は専門業者に依頼してください。

電材の危険性

看板には光源を内蔵しているものや、外部に照明器具を設置しているものがあります。不点灯や配線の不備、被覆の劣化、損傷、亀裂などでショートし、電力系統への影響のみならず火災に発展してしまうケースもあります。



看板のルール

(1) 屋外広告物条例

都道府県や市町村が屋外広告物法に基づいて定めた屋外広告物のルールです。設置の高さ、面積、設置場所など許可を得なければならない場合があります。また、設置工事は各自治体に屋外広告業登録がある業者に依頼してください。

(2) 建築基準法

① 工作物確認申請（建築基準法第 88 条）

看板の高さが 4m を超えるもの（袖看板、壁面看板、建植看板、屋上看板、アーチ看板等）は、工作物確認申請による構造や強度の審査が必要です。

② 防火地域内の規制（建築基準法第 66 条）

防火地域内にある看板、広告塔等で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ 3m を超えるものは、主要部材を不燃材料で造るか、又は不燃材料で覆わなければなりません。

(3) 景観法・景観条例

景観に関する指定地区に設置するものや大規模建築物の壁面等に設置するものには、大きさ、高さ、色彩等の基準がある場合があります。

(4) その他関係法令

- ① 都市計画法
- ② 道路法・道路交通法
- ③ 自然公園法
- ④ 文化財保護法
- ⑤ 消防法
- ⑥ バリアフリー新法
- ⑦ 製造物責任法（PL 法）
- ⑧ 電気用品安全法
- ⑨ 電気設備技術基準

看板の安全は点検から

看板は頭上に設置されているものが多く、その安全性にはより注意が必要です。看板を安全な状態に保つには点検により危険性を察知し対処していくことが重要です。

点検する機会は色々あります。点検すべき項目を知った上で、定期的な点検を実施し、より安全な看板を保ちましょう。

条例による点検

屋外広告物の許可更新申請では点検が義務付けられています。

東京都では、許可期間が2年であるため、2年に1度点検が必要になります。

東京都屋外広告物条例施行規則の改正で、条例による点検は18項目になります。

東京都の屋外広告物安全点検報告書における点検項目

基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり 4 表示面の汚染、変色、はく離
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損 2 避雷針の腐食、損傷 3 その他点検した事項

看板の安全は点検から

独自の定期点検

屋外広告物条例に基づく点検に加え、立地条件（自然環境等）を加味して独自の点検プランを立てることをお勧めします。清掃や点検、補修、さらに予算管理を含めて、「先が見える」ようにすることが大切です。

屋外広告物の許可更新申請のタイミングを基本に総合的な定期点検を行い、老朽化や劣化などにより、補修が必要と判断された箇所は補修計画を立てて修繕を行うと良いでしょう。

スケジュール化	何をいつ、実施するのか。点検内容と日程を明確にし、予算や組織の配分を行うことで、実施記録の検証が可能となり、具体化が推進されます。
予算化	安全管理には予算の確保が前提です。計画は予算に裏づけがなされて初めて実行可能となるのです。
組織化	誰が実務を推進し、誰が責任を負うのか。最高責任者は、組織が担う社会的責任を理解し、予算と組織の体制を明確化し、実行に移す責任があります。
記録化	実行されたものが、記録され、目に見えるようになっていることが変化に対応し継続するために重要です。記憶に頼らず、記録によって安全を維持するしくみをつくりましょう。

看板の安全は点検から

日常の点検

日常の中で確認できることには限界はありますが、異変に気づくことは重要。営業日などは、安全パトロールを行いましょう。そして危ないと思ったら、まず最初に立入禁止の処置を行い、見張りを置くことが重要です。次に専門業者に連絡しましょう。また、人通りの多い場所では、警察への連絡もおきましょう。

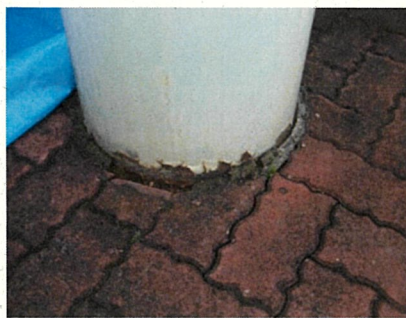
看板所有者の日常点検セルフチェック項目

No.	チェック項目	対象となる看板	チェック
1	支柱の根元からサビが出ていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	☐
2	看板が傾いていませんか	建植看板（ポール看板・野立看板など）	☐
3	ブラケット部よりサビが出ていませんか	袖看板	☐
4	看板は壁から垂直についていますか	袖看板	☐
5	アクリル板にひびが入っていませんか	共通	☐
6	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	☐
7	パネル（表示面）ががたついていませんか	野立看板・壁面看板	☐
8	照明の不点灯などはありませんか	共通	☐
9	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板	☐
10	看板部材が欠落していませんか	共通	☐

※震度5強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。



サビが垂れている



支柱根本のサビ



表示面のアクリルが変形している

看板の安全は点検から

専門業者による点検

専門業者に依頼すると、日常点検では把握できない詳細な点検を行います。発見した問題点、対応方法、必要な経費について、写真や資料等を提示し、わかりやすく説明してくれる専門業者を選びましょう。

業界団体では、屋外広告物点検基準を定め、講習会を通じて基準に沿った点検と評価を行えるよう専門業者を育成しています。点検基準では、細部の点検のみならず、写真添付による報告書の作成も含まれており、現在の看板の状態や経過を点検依頼者に分かりやすく説明するようになっています。

看板カルテ 標準・突出し

点検番号:

総合評価: ☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理

下記の通り安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。

設置者	会社名	住所	〒	—	—	—	—	—	—
設置者(点検者)	会社名	住所	〒	—	—	—	—	—	—
設置者資格 / No.	☐ 屋外広告士 ☐ ネオン工事資格者 ☐ 建築士()級 ☐ その他() 第 号								
看板アイテム	☐ 屋上広告 ☒ 壁面 ☐ 建棚 ☐ 壁面 ☐ 野立 ☐ 点検種別 ☐ 目視点検(遠望) ☐ 標準点検(近接点検)								
設置場所	〒 — —								
設置年月日	年 月 日(年経過)				点検実施日 年 月 日				

① 壁面評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
② アンカーボルト評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
③ ブラケット/カバー評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
④ 内部鉄骨評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
⑤ フレーム評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
⑥ フレーム(押入)評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
⑦ 表示面板評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
⑧ 電材評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント
⑨ 付属部材評価	☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理	コメント

看板カルテ 標準・突出し

点検番号:

総合評価: ☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理 ☐ 改修済

平成 年 月 日

設置者	会社名	住所	〒	—	—	—	—	—	—
設置者(点検者)	会社名	住所	〒	—	—	—	—	—	—
設置者資格 / No.	☐ 屋外広告士 ☐ ネオン工事資格者 ☐ 建築士()級 ☐ その他() 第 号								
看板アイテム	☐ 屋上広告 ☒ 壁面 ☐ 建棚 ☐ 壁面 ☐ 野立 ☐ 点検種別 ☐ 目視点検(遠望) ☐ 標準点検(近接点検) ☐ 詳細点検								
設置場所	〒 — —								
設置年月日	年 月 日(年経過)				点検実施日 年 月 日				

設置種別	☐ コンクリート ☐ 鉄骨 ☐ ALC ☐ サイディング ☐ 木造(6096) ☐ その他()								
照明設備	☐ 有 ☐ 無 照付方法 ☐ 内照式 ☐ 外照式 照度種別 ☐ 常光 ☐ スポット ☐ ネオン ☐ LED ☐ 他()								
看板寸法	H × W × D								

① 壁面

ヒビ

腐り上がり変形

欠落

アンカー数/1ブラケット

アンカーの金数

コメント

項目評価	画像	画像
☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理		

② アンカーボルト

サビ・腐食・劣化

ぐらつき・緩み

欠落

アンカー数/1ブラケット

アンカーの金数

コメント

項目評価	画像	画像
☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理		

③ ブラケット/カバー

鉄骨のサビ・劣化

板金のサビ・劣化

水抜き孔

ビスの緩み・欠落

ブラケットの金数

コメント

項目評価	画像	画像
☐ 良好 ☐ 経過観察 ☐ 要改善 ☐ 即時修理		

※この報告書は、あくまでも目安であり、絶対に事故が起こらないという保証ではありません。

-8-

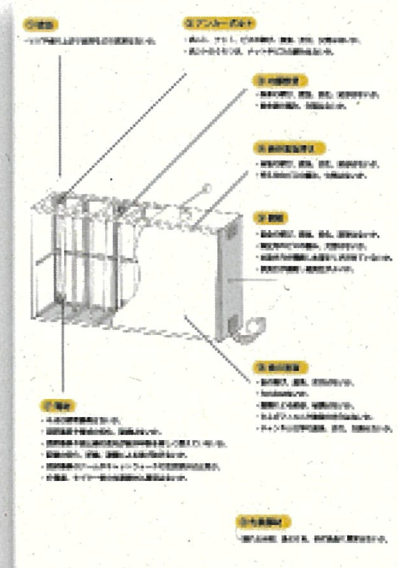
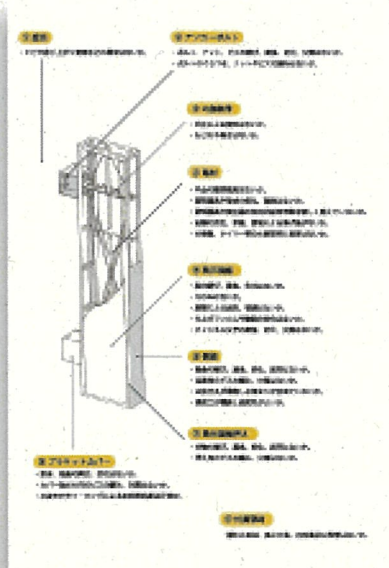
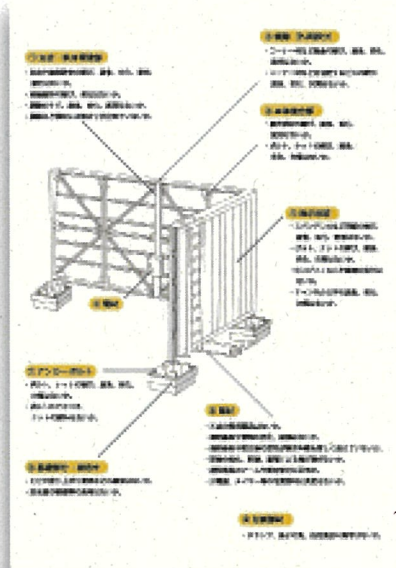
専門業者による点検

専門業者の点検方法

看板の専門業者が点検を行う際、細部を点検するために看板に触れることができる距離で点検します。点検箇所に近い寄り、触診、打診、器具による数値計測等を行います。また、看板の形状、種類による点検項目を把握し、ひとつひとつ丁寧に点検します。



点検の講習会では、点検すべきポイントを細部にわたり解説し、受講する専門業者が全国一律に点検業務を行えるよう指導しています。受講した専門業者はこの内容に沿って点検します。



管理者の責任

管理者義務

屋外広告物条例ガイドライン（国土交通省から各自治体に条例制定の指針のために発行）

広告物を

- ・設置する者
- ・管理する者
- ・所有者
- ・占有者

これらは、掲出物件に関し補修、除却その他必要管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

維持管理は第一に広告物所有者の義務

点検者に依頼

広告物の所有者等は、知識を有している者に点検をさせる。（屋外広告物条例ガイドライン）

有資格の信頼できる専門業者へ点検を依頼

事故が起きる前に



看板の事故は点検により事前察知することが可能です。大きな賠償責任になる前に、管理者として点検を実施し事故を未然に防ぎましょう。

事故になる前に専門業者へお問い合わせください。

業界団体のご紹介

東京屋外広告美術協同組合

東京都内の屋外広告物を取扱う業者団体です。屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、屋外広告業登録事業者等が数多く所属しています。



東京屋外広告美術協同組合

〒130-0014 東京都墨田区亀沢 1-17-14 屋外広告会館

TEL 03-3626-2251

FAX 03-3626-2255

お問い合わせはこちらから

<https://tokobi.or.jp/inquire/index.html>